

第1章 第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、小郡市における共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童の意思表明・自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加・貢献の実現を図っていくことを基本とします。

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児入所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に当たっては、それぞれに目標を設定し、計画的な整備を行います。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、サービスによっては給付実績が低下するなどの影響もみられました。今期計画の策定にあたっては、計画期間内の事業量見込みに際し、この影響を勘案しました。

今期計画を推進するにあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する動向を踏まえ、国、県の取組みなどとの整合性を図りながら、密な支え合いによる「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を具体的かつ効果的に進めていきます。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

○計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけます。

○小郡市障がい者計画を上位計画とし、他の福祉分野の個別計画との整合性・連携を図りながら障がい者に関する施策を推進するための理念と仕組みを定める計画として位置づけます。なお、「小郡市障がい者計画」の策定後に新たに出てきた国の追加方針や課題・施策等については、本計画を優先し、「小郡市障がい者計画」の見直し時に調整を行います。

